



# 自動車・二輪車通学に関する誓約書

自動車・二輪車通学を許可された後は、下記の誓約内容を遵守し、大学の名誉を損なうことのないよう安全運転に努めることを誓います。

誓約内容に違反した場合や、交通事故を起こした場合は、学則上の懲戒処分、自動車・二輪車構内乗り入れ許可の取り消し、または、以後の自動車・二輪車構内乗り入れが許可されない場合があっても異議を申しません。無条件にてこれに従います。

## 【 誓約内容 】

### ■自動車・二輪車共通

- 道路交通法を守り、大学生としての自覚と品位を保って、常に安全運転に心掛けます。
- 通学中や駐車場及び学内で起きた事故について自身で責任を負います。（大学は一切の責任を負いません。）
- 事故等で大学の施設及び器物を損傷させた場合、原状回復に必要な費用を弁償します。
- 学内、駐車場内では時速20km未満を厳守します。
- 大学側から不当であると指示された注意事項は改め、以後そのような事のないようにします。
- 大学で行われる説明会・講習会には必ず出席します。
- 「入構駐車許可証」は指定場所に必ず提示または貼付けします。  
(自動車 → ダッシュボードの上 / 二輪車 → 後輪泥よけカバーの表側等見える場所)
- 学生間の車両の貸借、許可証の貸借は一切しません。
- 自動車ならびに二輪車通学と岐阜バス通学定期券補助の同一期間における申請はしません。  
重複申請が確認された場合には、直ちに何れかの申請を取り下げます。
- 車検等で他の車両を使用する場合は、速やかに学生支援課に報告し許可を得ます。  
車種変更をする場合は、事前に学生支援課に変更届を提出します。

### ■自動車

- 指定された場所に必ず駐車し、他の学生の迷惑になる駐車は絶対にしません。

### ■二輪車

- 二輪車通学で二人乗りはしません。
- 指定された場所に奥から整列駐輪します。

以上 保護者連署の上誓約します。※助産学専攻科生 / 大学院生は保護者の署名不要

岐阜医療科学大学 学生部長 殿

(西 暦) 年 月 日

学生氏名 (自署)

保護者氏名 (自署)